

文化芸術活動事業補助金見直し 基本方針

【現行制度】

平成23年度からスタート

1 文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業

項目	内容
内容	まちづくりや人材育成につながる文化芸術活動を支援する。
補助対象経費	①報償費(講師への謝金等)、②旅費、③需用費(消耗品費、印刷代、光熱水費)、④役務費(郵送料、保険料等)、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費
補助率	補助対象経費の合計額の3分の2以内の額
限度額	ただし、50万円を限度とする
補助期間	最長3年度間
現状・課題	・申請団体数は、平成23年～28年度の期間で9件。 ・1団体当たりの助成額は、約55万円。ただし、宗像ユリックスを使用する団体は、限度額の50万円/年で申請し、助成額を大きく引き上げている。 ・本制度は事業に対する補助制度であるが、本当に団体の自立につながっているか不明確な部分がある。

2 地域伝統文化継承及び活用事業

項目	内容
内容	地域伝統文化と認められるものを次世代へ継承し、また、まちづくりに活用するための活動を支援する。
補助対象経費	①報償費(講師への謝金等)、②旅費、③需用費(消耗品費、印刷代、光熱水費)、④役務費(郵送料、保険料等)、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費、⑧工事費、⑨設備費(備品購入費など)
補助率	補助対象経費の合計額の4分の3以内の額
限度額	ただし、50万円を限度とする
補助期間	最長3年度間
現状・課題	・申請団体数は、平成23年～28年度の期間で10件。 ・1団体当たりの助成額は、約95万円。 ・当初、補助金の助成を想定している団体の中で、まだ助成を受けていないのは、「主基地方風俗舞、大島山笠、赤間祇園、浦安舞、牟田尻天満宮の御神幸」の5団体。

3 文化芸術の次世代育成活動事業

項目	内容
内容	文化芸術の次世代を担う青少年などの育成に寄与すると認められる活動を支援する。
補助対象経費	①報償費(講師への謝金等)、②旅費、③需用費(消耗品費、印刷代、光熱水費)、④役務費(郵送料、保険料等)、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費
補助率	補助対象経費の合計額の4分の3以内の額
限度額	ただし、50万円を限度とする
補助期間	最長3年度間
現状・課題	・申請団体数は、平成23年～28年度の期間で2件。 ・1団体当たりの助成額は、約35万円。 ・申請件数が2件と少なく、団体のニーズとマッチしていない内容となっている。 ・「1 文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業」と「3 文化芸術の次世代育成活動事業」の区別が分かり難い部分がある。

【新制度】

平成29年度からスタート

【基本方針】

文化芸術のまちづくり10年ビジョン(後期)を推進するために、市民等が主体となって実施する「新たな創造性のある文化芸術事業」に対して補助する制度とする。また、特に効果があると認められる事業に対しては、補助終了後、協働委託事業又は主催事業として継続実施していく。

●文化芸術のまちづくり10年ビジョン(後期)基本目標①～④における民間団体に期待すること

基本目標① 【環境づくり】	地域での文化芸術の鑑賞機会の提供 文化芸術の体験機会の創出 ⇒ <u>民間団体による新たな創造性のある事業</u>
基本目標② 【活動支援】	アマチュア団体の発表機会の創出 文化芸術における次世代の育成活動の推進 ⇒ <u>子どもが文化芸術に親しみを持ち、将来の文化芸術の担い手へとつながる事業</u>
基本目標③ 【まちづくり】	文化芸術の子育て、福祉、教育等の分野への活用 音楽があふれるまち・宗像」につながる事業の実施 国際交流通じた文化芸術活動の促進 ⇒ <u>民間団体による新たな創造性のある事業や異分野間の団体による新たなコラボ事業</u>
基本目標④ 【歴史文化資源の保存・活用・継承】	指定無形民俗文化財の保存・活用・継承 ⇒ <u>地域伝統文化と認められるものを次世代へ継承し、また、まちづくりに活用するための活動</u>

【補助制度の対象】

- ① 市民
市内に活動拠点を持つ市民活動団体、ボランティア活動団体などで、市内に居住、通勤、通学する3人以上で構成される公益的な活動を行う団体(コミュニティ運営協議会は申請不可)に対して補助
- ② 活動の場が市内
宗像市内での文化芸術活動に対して補助